

京都市告示第 91 号

地方自治法第260条の2第11項の規定に基づき、平成11年7月26日付けで認可した御所ノ内町南部町内会の代表者変更の届出、平成22年12月21日付けで認可した藤ノ木町北部町内会の代表者変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示します。

平成24年6月4日

京都市長 門川 大作

変更があった事項及びその内容

1 代表者の氏名

	変更前	変更後
御所ノ内町南部町内会	島田 耕作	林 孝司
藤ノ木町北部町内会	西澤 和彦	保木 義博

2 代表者の住所

	変更前	変更後
御所ノ内町南部町内会	京都市東山区福稲御所ノ内町22番地の17	京都市東山区福稲御所ノ内町10番地
藤ノ木町北部町内会	京都市中京区西ノ京藤ノ木町1番地	京都市中京区西ノ京藤ノ木町1番地

(文化市民局地域自治推進室)